

担当課(都市計画課)

結果(途中・終了)

平成27年2月1日時点

2 市民参加の手續 実施結果について

通称	流山市景観計画(新川耕地区域)の変更について	市が考える市民等への影響	<メリット> 景観計画の行為の制限に関する事項において、基準として建築物は低層とすると定めているが、新川耕地区域の一部において、特に景観に配慮した計画については、許容する範囲において建築物の高さを緩和することにより、有効的な土地利用がなされる。 <デメリット> ある程度の高さのある建築物の建築により、新川耕地の良好な眺望景観が阻害される恐れがある。 開発行為が行われることにより、新川耕地の良好な自然環境が損なわれる可能性がある。
名称	流山市景観計画の変更		
概要	新川耕地地区の一部は都市計画マスタープランで産業系土地利用ゾーンとして位置付けている。当該地区における市政策が明確となったことから、景観計画の一部を変更する。		
市民参加の実施結果を踏まえた担当課の意見	・公聴会において、変更内容の周知方法について指摘があったことから、案の縦覧の段階では、HPへ案を掲載した。 ・公聴会において、意見のあったことに対して、案の段階で追加を行い、市民等の意見を反映させた。 ・案の概要の縦覧前に都市計画審議会協議会を開催し、案の概要について審議会の意見を反映させた。 上記の対応により、十分に市民参加が達成できた。		

(1)市民参加の実施内容

市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	【説明会・公聴会の開催】 公聴会の開催は法による定めであり、市民等を一堂に会し、景観計画の変更案について多様な意見を聞くことができる。当該公聴会に先立ち、広報紙だけでなく関係権利者に直接通知を行った上で説明会を開催し、より多くの市民の参加を呼びかける。 【都市計画審議会への付議】 都市計画審議会から意見を聞くことは法定であるが、景観計画の変更案について、学識経験者だけでなく公募の市民が議論することにより、計画の精度を深めることが期待できる。
--------------------------------	---

市民参加の手法	開催告知日	募集期間	受付方法	開催日等	人数等	人数構成内訳	結果の公表	意見の反映	工夫したこと	その他特記事項
公聴会	広報掲載:平成26年8月1日号 HP掲載:平成26年8月1日頃~	平成26年8月5日~同年9月4日	窓口、郵送、メール、FAX	平成26年9月27日	9人	市民等:9人	HP掲載:平成26年10月24日~	意見を反映した(案を修正した)	・案の概要の縦覧について、縦覧図書以外の説明会で使用した資料を配布した。 ・事前に公述申出書の提出意図を表示していたが、公述申出期限を少し(数時間)過ぎた者に対して、公述ができるよう対応した。 ・希望者に対して、公述申出書の様子を電子メールで提供し、公述申出をしやすくした。	
								案を修正しなかった		
								その他		
都市計画審議会	広報掲載:平成27年1月11日号 HP掲載:平成27年1月9日頃~		会場	平成27年1月20日	11人	議員:3人 市民公募:3人 学識経験者:4人 県職員:1人		意見を反映した(案を修正した)	・案の概要の縦覧前に協議会を開催し、案の概要について説明を行った。(平成26年7月8日開催)	
								案を修正しなかった		
								その他		
								意見を反映した(案を修正した)		
								案を修正しなかった		
								その他		

